

社団法人 新潟県防犯協会定款

付 入会手続及び会費に関する規定

社団法人 新潟県防犯協会

社団法人 新潟県防犯協会定款

(昭和60年8月27日新潟県知事許可)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人新潟県防犯協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を新潟県新潟市中央区新光町5番地4に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、犯罪を防止して、明るい社会をつくることを理想とし、各種防犯団体の相互の連絡を密にして県民の防犯意識を高揚し、効果的な防犯活動の推進を図るとともに、風俗環境の浄化及び少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯意識の啓発宣伝
- (2) 県内の各種防犯団体が行う防犯活動の協力援助
- (3) 防犯対策の調査研究
- (4) 犯罪の予防検挙への協力援助
- (5) 風俗環境浄化のための活動の協力援助
- (6) 風俗に関する法令遵守のための啓発活動
- (7) 少年の健全育成のための活動の協力援助
- (8) 少年指導委員等の活動の協力援助
- (9) 防犯及び風俗環境の浄化等に功労のある者（団体）の表彰
- (10) 防犯及び善良の風俗保持等に関するもので行政機関等から委託をうけた事業
- (11) 自転車、二輪車の防犯登録
- (12) その他、本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正 会 員 新潟県内の地域単位に設けられた防犯団体の代表者及び当該代表者が推薦する個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助する個人又は団体

(入 会)

第 6 条 会員になろうとする者は、總會において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、正会員である団体の代表者が交替し、新たな代表者が正会員になろうとする場合にあつては、

理事会の承認は必要としない。

(会 費)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の手続きを要せず、当然に退会する。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 正会員にあっては、第 5 条第 1 号に規定する会員の資格を喪失したとき。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の決議により、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(2) この定款に違反する行為があったとき。

(3) 2 年以上会費の納入を怠ったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納めた会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 11 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副 会 長 2 人以上 5 人以内

(3) 専務理事 1 人

(4) 理 事 11 人以上 15 人以内 (会長、副会長及び専務理事を含む。)

(5) 監 事 3 人以内

(選 任)

第 12 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、理事のうち 1 人は、正会員以外から選任することができる。

2 会長は、新潟県知事の職にある者とし、副会長及び専務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、これを理事とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職 務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長

があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務の執行の決定に参画する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任 務)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、従前の職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決により、役員を解任することができる。

(顧問及び参与)

第16条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者及び本会に功労のあった者の中から、参与は、防犯活動並びに少年非行防止活動について高度の知識及び経験ある者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずるとともに総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(報酬及び費用弁償)

第17条 役員、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

- 2 役員、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前項の規定により費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が定める。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

第5章 会 議

(種 別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催するものとする。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は監事から連名をもって、若しくは正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、開催するものとする。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催するものとする。

(招集)

第23条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、これによらないことができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決事項等の通知)

第 28 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言主旨及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 30 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から 2 ヶ月以内に、総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書きの場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて、これを執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

(予算の更正及び補正)

第 34 条 緊急に予算の更正及び補正が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合にあつては、次期総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告、収支決算、財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後の総会において、その承認を得なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 37 条 本会は、民法第 68 条第 1 項（第 1 号を除く。）に規定する事由が生じたとき、又は総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を得たときでなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会が解散したときは、本会が解散時に有する残余財産は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 細 則

(細 則)

第 39 条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、主務官庁の認可を受けた日（平成 9 年 6 月 26 日）から施行する。

附 則

この改正は、主務官庁の認可を受けた日（平成 22 年 6 月 10 日）から施行する。

社団法人新潟県防犯協会の入会手続 及び会費に関する規程

社団法人新潟県防犯協会定款第6条及び第7条に基づく社団法人新潟県防犯協会の入会手続及び会費に関する規程を次のように定める。

昭和60年7月24日

社団法人 新潟県防犯協会 会長 君 健男

社団法人新潟県防犯協会の入会手続 及び会費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人新潟県防犯協会の入会手続及び会費について必要な事項を定める。

(入会手続)

第2条 会員になろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 住所、職業、氏名及び生年月日（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 経歴書（団体にあつては、団体及び代表者の経歴書）
- (3) その他会員として必要な事項

(会費)

第3条 会員は、次の区分により年度会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 総会において議決した額
 - (2) 賛助会員 年額 1口 1万円
- 2 前項の会費は、当該年度の8月末日までに指定された銀行口座に振り込まなければならない。ただし、新たに入会したものにあっては、入会后速やかに納入するものとする。

附 則

この規程は、昭和60年8月27日から実施する。